

第3節 生体検査料

通則

【通則の見直し】

の点数は、算定しない。

1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。

イ～へ （略）

ト～ヨ （略）

掲げる他の点数は、算定しない。

1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80又は100分の50に相当する点数を加算する。

イ～へ （略）

ト 経皮的酸素ガス分圧測定

チ～タ （略）

【通則の見直し】

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。

イ～へ （略）

ト～ル （略）

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の30に相当する点数を加算する。

イ～へ （略）

ト 経皮的酸素ガス分圧測定

チ～ヲ （略）

【新設】

（新設）

D211-4 シャトルウォーキングテスト

200点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合